

宇都宮地方裁判所委員会（第10回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）
速報のため、事後修正の可能性あり

1 日時 平成19年5月30日（水）13：30～15：30

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，吉光寺ヒロ子，小池幸男，坂本裕一，柴恵子，代田郁保，園尾隆司，田中徹歩，伴靖，宮川博行

菊地勇己，田中重夫は欠席

（ゲストスピーカー）

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）栃木地方事務所所長佐藤秀夫
（庶務）

津田豊事務局長，江川智津乃事務局次長，佐藤信哉総務課長，塩原義裕総務課課長補佐

（説明者）

佐藤秀夫所長

4 議事

(1) 新任委員等の自己紹介

(2) 意見交換等

法テラスの現状と問題点（ゲストスピーカーによる説明と意見交換）

法テラスの現状について

法テラスの現状について説明（説明者）

- ・ 法テラスに相談した結果，紹介された振分け先の公的機関等が，きちりと相談を受け止めることができる態勢にしないと，相談者がたらい回しにされてしまう。最終的には法テラスを利用したものの，相談者は効果的に司法サービスを受けられないのではないのか。（委員）
- ・ 振分け先での話として，市の無料法律相談を受けようとしても2か月先まで予約が一杯とのことである。そのため，2か月待って相談に行ったところ，5分間で相談が終了してしまい，十分に話を聞いてもらえなかったとのことであり，十分に話を聞いてもらいたいなら，有料の法律相談を利用したらどうかという話になったそうである。いたずらに2か月も待って，5分間の相談といった不満を抱かせる前に，振り分けの際にきちんと選択肢を示す必要があると思うがどうか。（委員）
- ・ 法テラスが法律相談窓口を紹介することについては，市民に浸透してきていると思われるが，紹介した先がうまく相談に乗ってくれないと，法テラスの機能も発揮されないわけである。（委員長）
- ・ 当初，法テラスへの相談件数について，月間10万件程度と予測されたとのことだが，このような予測をされた根拠はどこにあるのか。また，現状がこの予測件数に至っていないのであるなら，何かPRが必要であると思う。（委員）
- ・ 予測は，山梨県，鳥取県及び横浜市で業務試行をした際のデータに基づいている。

その際に寄せられた相談件数を手がかりにして、コールセンターを含めて全国50か所の地方事務所で扱ったらどの程度の件数になるかをシミュレートした。必ずしも正確とは言えないが、いくつかある数値の中で最も少ない数値が先ほどの月間10万件程度というものであり、少なくとも年間にすると120万件程度の相談があるだろうと予測したものである。(説明者)

- ・ 相談件数が、予測を下回った原因には主に二つ挙げられる。一つは広報の欠如であり、もう一つはコールセンターと地方事務所との役割分担が曖昧であったということである。なるべく電話相談をコールセンターに集中させて、地方事務所での電話相談を少なくしようと考えたのである。ところが実際に業務が始まってみると、地方事務所への相談が結構多くあったわけである。(説明者)
- ・ 法テラスに関しては、すべてが国の予算の枠の中の話であり、広報の予算は非常に乏しい。特に、地方事務所分はゼロに等しい状況である。今後は、金をかけずにできる効果的な広報、例えば自治体の機関誌への法テラス業務案内の無料掲載などを地道に継続していきたいと考えている。(説明者)
- ・ 他には、法テラスの役割自体の限界が挙げられる。多くの相談者は、法テラスに電話をすると弁護士による法律相談を受けられると思っているようである。法テラスでは、問題解決に最も適切な相談窓口を選択して相談者に紹介することにとどまるので、この振り分けた紹介先において充実した司法サービスが提供できるかが重要であり、最も適した紹介先はどこかを真剣に考える必要がある。(説明者)
- ・ 紹介を受けた人から、法テラスでの振分け先が適切であったかどうか、フォローアップをすれば、振分け業務の精度が高まると思う。振分け先の特徴を把握していけばよいと思うが、やはり時間をかけないと精度は高まらないであろう。時間をかけてノウハウを蓄積していったらどうであろうか。(委員)
- ・ 2月くらい前に、法テラスでの振分け先が適切であったかどうか、全国的に調査を実施してみたことがある。それは、法テラス窓口での振分け相談が終了した後、引き続いて、今の情報提供をどのように思うか質問して集計をしたというものである。その結果、8割方の方は、「とてもよかった。」との回答であったが、もっと情報提供サービスを受け取った人の真意がわかるような調査方法を検討しないといけないと考えている。(説明者)
- ・ できることなら、相談によって情報提供を受けた後、どのようになったのか、その相談者から聞きたいところである。(委員)
- ・ 法律扶助業務については、資力の乏しいことが援助要件であり、下から2割の所得層が対象とされているとのことだが、資力と言っても、金銭面の問題だけではない。言葉だったり、制度に対する理解ができるかどうかといった、能力や資質の部分も資力だと思う。この点をどのように捉えるかが大切である。

金銭面でなく、知識が低い人が相談をしたいという場面で、このような人にしてみれば、弁護士に相談に行くことはあり得ないであろう。相談に行くとしたら、近くの役場なのかなと考えられる。法テラスの振分け先として、市町村機関があるわけだが、これには逆のパターンというのがあると思う。要するに、市町村の担当者はいかに理解しているのであるだろうか。法的な問題であるから市町村は関係ないと、担当者が対応

しているのか、あるいは法テラスがありますからと、逆に振り分けてくるのか。これらの点について、情報提供機関との良好な連携という面ではどのような状況にあるのか。(委員)

- ・ 確かに、最初から法テラスの存在を知っていて、直接に相談をしてくるのはごく少数である。大部分の人が、地元の関係機関、団体から紹介を受けて法テラスに電話をしてきている。ちなみに、これまで全国の地方事務所で扱った相談件数を人口比で計算すると、栃木が一番多かった。我々自身が積極的に広報していないにもかかわらず、このような結果となったのは、地元の関係機関や団体が法テラスを紹介してくれている結果である。そして、これが情報提供業務構築上の信頼関係につながると考えている。

(説明者)

- ・ 広報用パンフレット、リーフレット等は、どちらに備え置かれているのか。(委員)
- ・ 自治体、裁判所、社会福祉協議会など、主な有力団体317か所に配布している。人口比での相談件数が全国一になったのは、配布したパンフレットを活用してもらった結果だと思っている。(説明者)

- ・ 法テラスの窓口として「ここに行けば、このようになる。」ということを知らせるのであれば、市外局番の次は統一的な番号にするとか、分かりやすさが必要だと思いがいがか。(委員)

- ・ 現在のパンフレットには、コールセンターの電話番号しか掲載されていないが、今後はこれを改め、地方事務所の電話番号も掲載することにしている。(説明者)

- ・ 現在掲載されている番号にかけると、コールセンターにつながることは了解した。これを、例えば栃木県から同じ場号をかけたとしても、栃木地方事務所につながるような仕組みにしたらどうなのか。(委員)

- ・ 電話での相談は、全部を地方事務所で対応しない方がよいという考え方がある。電話での相談にはたくさんの種類があり、例えば裁判所の電話番号を教えてくださいというようなものも結構持ち込まれる。それをいちいち地方事務所で対応していたのでは支障があるということで、電話相談はまずコールセンターへつなぎ、そこで対応することになっている。地方事務所は、本来業務に集中させることとしたのである。しかし、やはり相談先の紹介は地元で行うのが最も適していると考えており、今後は、身近な地方事務所とコールセンターとが車の両輪となって業務を進めていくことが重要であると考えている。(説明者)

- ・ 法テラスが発足して半年とのことである。地味ではあるが司法制度改革の柱であり、市民に密着する大切な組織である。私自身は、法テラスの名前を知ったころは、天下り先をまた一つ組織したのか程度にしか考えていなかった。法テラスが司法制度改革の柱になるような組織としても、果たしてどの程度の人が、たとえば宇都宮市民が法テラスの具体的な内容を知っているのか。法テラスが、市民に密着する制度であるならば、その存在を含めて、マスコミとのタイアップをするとか、弁護士会と連携を図るとか、市民の中に浸透していくPRの方法を考える必要があるのではないか。

何か具体的な方策はあるのか。今回のリーフレットも初めて見た。今のままでは、たらい回しにされる相談機関の一つに過ぎなくなってしまう危険性も十分にある。(委員)

- ・ 法テラスは、自らの業務として相談をしているわけではなく、法テラスが紹介した相談先の許容量が足りないのではどうにもならない。難しい問題である。広報といっても、紹介する先のメンテナンスという点にもらみながら活動することも必要であろう。(委員長)
- ・ 乱暴な言い方をすれば、一度にたくさんの人に相談されても、法テラスにはスタッフがいないから困るわけである。スタッフを揃えることなく、皆が法テラスに相談に行ったら、実際には対応できない。人的な問題、施設の問題、そして理念というのがマッチしないように私には思えるがどうか。(委員)
- ・ これまで行ってきた広報は、法テラスの身の丈に合った形で実施している。現在でも、業務量に見合うだけの人員配置ではない。スタッフは皆、残業している状況にある。(説明者)
- ・ 財政規模は270億円余りであるが、これは何に使っているのか。(委員)
- ・ 大きな支出は家賃である。それから国選弁護士への報酬支払い、民事法律扶助関係の弁護士、司法書士への手数料などである。(説明者)
- ・ 全国で、専任の職員数はどのくらいなのか。(委員)
- ・ 一般職員が580名、その他に地方事務所での窓口担当職員が300名である。(説明者)
- ・ 本気で司法制度改革に位置づけ、内容を充実させるのであれば、この程度の予算では無理である。社会の中でセーフティーネットとして、人々が安心して法律相談ができるシステムとして定着させるのであれば、この程度の予算では全然駄目であろう。(委員)
- ・ 東京などでは弁護士が余っていると聞いている。それならば、法テラスをもっとアピールして、仕事を作ってあげたらどうか。この点は、司法全体をどのような姿にするのかといった問題とも関連があると思う。(委員)
- ・ 司法試験の合格者が2500人となり、法曹人口は急増している。今後10数年後には弁護士の数は5万人程度になるだろう。ところが、この急増に見合うだけの弁護士の業務はどうかというと、訴訟事件はそんなに増えていないことから、若い弁護士は就職難という状況にある。市民の立場からすると、弁護士が増えるのは恐らくプラスだと思われる。弁護士の立場からは辛いけども、競争原理を促進するわけである。弁護士は否応なしに、適応を迫られるていくことは間違いない。法テラスが取扱う国選弁護業務は急増しているし、仕事として無視できるものではない。十分な弁護料を確保することも法テラスの仕事であり、何よりも、法テラスが積極的に評価される仕事をする事なのである。何ごともしはじめが肝心であり、地道に市民から支持が得られるように活動していきたいと考えている。(説明者)
- ・ 警察にも多くの相談が寄せられている。警察では、相談者に他の機関を紹介した場合には、相談先である機関、例えば市役所であるならば市役所に対して、事前に「こういう人がそちらに相談に行きますからお願いします。」と電話で連絡をしている。また、弁護士さんに相談した方がよいですよと話をした人に対しては、事後に必ずその本人に電話をして、相談したかを確認している。「まだ相談していない。」あるいは「お金がなくて駄目だ。」と答えた人に対しては、今後は法テラスを紹介したいと考えてい

る。

ところで、法テラスに相談する場合には、地方事務所に直接来所した方がよいのであろうか。(委員)

- ・ 電話、来所、どちらでも対応しており、本人の都合に合わせてもらっている。栃木県警の相談件数は、民事のトラブルを含めて年間2万件と聞いている。大変なことではあるが、そのレベルに達することが、法テラスの最終目標である。(説明者)
- ・ 弁護士会が開設している法律相談は、県で行っているものが毎週土、日の午後半日である。午後1時30分から5時までを二人態勢で対応している。このため、相談者一人に対して20分から30分の時間で相談に応じられるかどうかというところである。宇都宮市の法律相談は、月に2回行っており、5人の弁護士が対応している。相談時間は一人当たり30分であるが、相談者が多い場合には、弁護士一人当たり8人から10人の相談に応じている。従って、複雑な事案について適切なアドバイスをすることは難しい状況にある。現実には、これらを基盤として、我々法テラスの業務が成り立っている。なお、弁護士会等の他に専門性のある振分け先としては、栃木県及び宇都宮市の消費生活センターが挙げられる。(説明者)
- ・ 法務省では、修習が終わって、「スタッフ弁護士はどうか。」と声をかけているようである。裁判官、検察官と同じ給料ということで勧誘しているようだが、人がなかなか集まらない。100人に声をかけて1人得られるかどうかといったところで、定員をかなり割った状態である。今は情報が金になり、産業になる時代であるから、何らかのセーフティネットがあって、情報を得るための端緒があり、それが全国津々浦々まで行き届いているということであれば、セーフティネットとしての法テラスの体制としては完成しているのではないかと思う。それ以上のサービスを受けたい場合には対価を支払う必要がある。法テラスで振り分けをされて、その後は弁護士会の有料法律相談に行きなさいということであれば、話としてはこれで完結しているのではないかと私は思う。インターネットや各種ホームページなども充実しており、能動的に動けば、法律的に必要な情報にはアクセスすることができる。(委員)
- ・ 情報が手に入らない弱者もいる。資力の乏しい人にとっては、インターネットやホームページは無縁の世界なのである。新聞ですら無縁であり、電話をかけるのが精一杯の人がいる。それらの人は情報を得ることすらできない。これらを考えると、法テラスの存在意義は、法的弱者の救済にあると私は思う。(委員)
- ・ これまで法律相談をしていると、受任したとしてもとても金が払えるとは思えない相談者が数多くいた。このような人たちのために法律扶助協会が担当していた扶助業務を現在は法テラスが引き継ぎ、基本的には法テラスから手数料をいただいている。この点で、法テラスには収入面で大変にお世話になっている。運用によっては、金がなくて困っている人たちは、いくらでも法テラスで手続がとれるわけである。ところが、現状はそこまで至っていない。弁護士自身にとっても、法テラスで手続をして、法テラスから手数料をもらうということは面倒であり、収入も確かに弁護士が自分で直接扱う場合に比べて、法テラスを介すると、もらえる手数料は半分程度になってしまう。しかし、今までであれば、全く報酬がもらえないと思っていた相談者からも、法テラスを介せば手数料がもらえるわけであり、受ける弁護士の考え方の問題でもあ

る。私は法テラスの扶助業務に期待をしている。(委員)

- ・ 国選弁護の問題では、被疑者国選事件の件数も伸び、事件に割く時間の割合も増えている。法律等の規定によっては、短期に集中して処理しなくてはならない。そういう面では、法テラスと契約弁護士の数の問題がある。契約弁護士の数を増やすなど業務を改善していかないと、今後被疑者国選弁護の対象事件が拡大した場合にはやっていけないという不安を抱えている。この点を、弁護士会を含めて検討していかねばならない。(委員)
- ・ 法テラスはスタートしたばかりであり、まずは組織、業務を定着させ、将来的には、広い階層に利用してもらうことを考えている。法テラスに相談すれば確実に解決につながる、これが実現すれば、低所得層だけでなく幅広い階層の人々に利用してもらえると思う。このような面からすれば、民事法律扶助業務については、現在所得下層の2割を対象としているが、もっと対象を広げ、英国のように全世帯の50パーセントをその対象に拡大し、その代わり、能力に応じた償還を求めようようにしたい。例えば、生活保護の人には償還を求めないといったことである。また、取扱う事件も多様化させる必要がある。民事事件の7割から9割が債務整理関係という状況ではなかなか難しい。もっと多様な事件を扱うことにより総合法律支援の中核として業務を進めて行きたい。当面は、地道に活動していきたいので、どうかそれぞれの分野で法テラスへの協力をお願いしたい。(説明者)
- ・ 次回のテーマについて、何か希望等はあるか。(委員長)
- ・ 法曹の一端としての弁護士の役割や弁護士の在り方について話題とし、それを土台として司法制度改革に絡めて議論してみてもどうか。(委員)
- ・ それでは、弁護士会からどなたかをお呼びし、弁護士の役割、在り方等について話を伺ったり、意見交換などすることとする。(委員長)

(3) 次回開催日について

- ・ 期日は9月19日(水)とし、時間は午後1時30分から午後3時30分までとして開催することとしたい。(委員長)

以 上